

【回答】

まず、「いつの年分の所得となるのか」については、1つの勤務先を退職することによって2以上の退職手当等の支払を受ける権利を有することとなり、退職手当等が異なる年に支払われる場合には、通常は、2以上の退職手当等のうち最初に退職手当等を受けるべき日の属する年分の退職手当等となります。ただしDCの老齢給付金を一時金で受ける場合は、前に支払われた退職手当等があるときでも、DCの支払いがあった年分の退職手当等となります。具体的な日付は、請求の際に運営管理機関にご確認ください。

この場合におけるDCの「退職所得控除額の計算」については、DCの一時金を受け取る年の、前年以前19年以内に他の退職手当等を受けていて、DCの一時金にかかる勤続期間と他の退職手当等にかかる勤続期間に重複期間がある場合は調整が行われます。この調整により、DCの一時金の退職所得控除額は、重複期間を考慮せずに計算したDCの一時金にかかる退職所得控除額から、重複期間を勤続年数とみなして計算した退職所得控除額を控除した額となります。ただし、計算した金額が80万円未満の場合は、退職所得控除額は80万円となります（所得税法第30条第6項および所得税法施行令第70条）。具体的な計算額については、税理士などの専門家にご相談されることをお勧めいたします。

なお、退職所得は、支払いを受ける人が事前に「退職所得の受給に関する申告書」を支払者に提出した場合は、支払いの際に、重複期間も考慮して退職所得控除額が計算され、退職所得の金額に応じた所得税等の源泉徴収が行われるため、原則として確定申告をする必要はありません。ただし、医療費控除を受ける場合など確定申告が必要な場合には、申告書にその年分の退職所得の金額を記載する必要があります。